

産業統計部会の審議状況について(報告)
(農林業センサスの変更)

資料 3

(注)申請に至るまでの経緯を踏まえ、第1回部会では、農業集落調査について先行して審議

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
I 計画の変更 1 農林業経営体調査 (1)調査票のレイアウト変更等	○ 前回調査で取り入れた農業項目の読み替え方式(農業項目の一部を林業項目に読み替えて記入する方式)を取りやめ、農業項目・林業項目の記入箇所を、それぞれ明確化するほか、調査票全体を再構成		●			適当と整理 (記入しやすい調査票とすることで、報告負担及び事務負担の双方を軽減し、円滑な統計調査の実施を確保しようとするもの) 【委員等からの主な意見】 ◆ 前回調査票について、分かりにくいという意見も多く、それが解消されるのは望ましい ◆ 今回の変更案について研究者や農業関係者と話した際も肯定的な意見が多かった
(2)調査事項の変更	○ 労働力に関する調査事項について、前回調査で拡充した個人ごとの把握範囲を縮小するほか、以下に掲げる変更など調査事項を整理・簡素化 《個人経営体》 ・世帯員の男女別合計人数を年齢階級別に詳細化 ・農業に従事しなかった世帯員の情報把握のとりやめ ・世帯主との続柄の削除 《個人経営体・団体経営体》 ・経営内部の労働力の一部として把握されていた「経営主」に関する事項について、事業継続年数や後継者に関する事項とともに、「経営主」という区分で集約		●	●	●	(第4回部会で引き続き検討) 【委員等からの主な意見】 《第2回》 ◆ 個人経営体の世帯員の状況について分析する観点から、世帯主との続柄、農業に従事しなかった世帯員の状況を把握する項目は残すべき(第3回でも同趣旨の意見あり) ◆ 経営主の過去1年間の従事状況を把握する項目は、個人経営体と団体経営体に分けて設定する方が、誤記入が防止できるのではないかと 《第3回》 ◆ 「農作業」に経営管理などの管理労働を含めることには違和感がある。「農業生産関連事業」と異なる概念である旨を明確に示せば、「農作業」という新たな概念設定は不要であり、「農業」に戻すべきではないかと。 ◆ 観光農園における防除や剪定作業を「農作業」として扱うとされているが、これらの作業は、観光農園の活動の一環であり、それを「農作業」という別概念に区分するのは不適切ではないかと。
	○ 労働力に関する調査事項以外の事項について、政策目標、制度改正、利活用ニーズを踏まえ、追加・削除等		●	●	●	(第4回部会で引き続き検討) 【委員等からの主な意見】 《第2回》 ◆ 集落営農への参加状況について、結果の分析は十分に行われたのか 《第3回》 ◆ 農業経営へのデータ活用状況について、設問の説明文、選択肢、注釈ともに長文であるなど、分かりにくく、報告負担なく正確な回答が得られるのか懸念がある
(3)調査方法の変更	○ 調査票の提出方法に郵送を追加			●		適当と整理 (円滑な調査票の提出と統計調査員の負担軽減に資するものであり、かつ、市区町村に対する審査集計システムの提供により、市区町村の審査事務の負担増を抑制する対応が予定されているもの)
	○ オンライン回答の方法を、e-surveyからeMAFFに変更			●		適当と整理 (農林水産関連の行政手続に係る包括的な申請・届出システムを用いることによる相乗効果で本調査のオンライン化を図ろうとするもの)

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
(4)集計事項の変更	○ 調査事項の変更や、利活用ニーズを踏まえた見直し等			●		適当と整理 (調査事項の変更に伴って集計事項を見直すほか、利活用の低い集計を整理等するもの)
	○ 「主業経営体」「準主業経営体」「副業的経営体」の集計区分を、以下の2区分に変更 ・農業所得主経営体 ・農外所得主経営体			●		適当と整理 (統計委員会の指摘を踏まえた変更であり、年齢の内訳区分を設けることで、時系列比較も可能としているもの)
2 農業集落調査	(計画の変更に対する全体的な評価)					現行の計画が維持できない中において、現状において、実施可能な範囲での現実的な変更計画が示されているものと考えられることから、変更計画は全体として、一定の合理性があると評価ただし、次回調査に向けて、今回調査の実施状況を記録し、それに基づき、よりの確で効率的な方法を検討することが必要
(1)報告者の候補者名簿の作成方法及び報告者の選定方法の変更	○【報告者の候補者名簿の作成方法】 市区町村から情報提供を受けて作成する方式から、農林業経営体調査の客体候補一覧を令和7年調査の実績により更新し、加えて行政記録情報等を活用して整備する方式に変更(農業集落調査を事実上、農林業経営体調査の後続調査として位置づける。) 【報告者の選定方法】 上記により、候補者名簿を整備した上で、報告者を選定する際の優先順位を明確化 〔優先順位の概要〕 ①自治会長・行政区長等 ②農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画において、地域内の農業を担う者 ③認定農業者、認定新規就農者 ④その他の農林業経営体 ⑤自給的農家、土地持ち非農家等	●	●			以下の状況等から、一定の合理性があると整理 ①農林業経営体調査の結果から得られる最新の情報を基礎にしようとするものであり、かつ、その整備に大きな支障が生じないと見込まれること ②農業に従事しているか否かを問わずに報告者を選定していた方法を改め、基本的に、何らかの形で農業に関与している者の中から選定することで、より適切な報告者の選定が見込まれること ③候補者を選定する際の優先順位を明確にすることで、円滑かつ統一的な選定が可能になると考えられること 【委員等からの主な意見】 《第1回》 ◆今回調査の際に、回答者の属性(自治会長や認定農業者など)を記録しておき、次回調査に向けて、優先順位の運用が適切か否かについて検討することが必要(第2回でも同趣旨の意見あり) ◆回答の継続性の観点から、「前回調査で回答した者」という属性も候補になり得るのではないかと ◆いずれの候補者からも回答が得られなかった場合の対応方針について、あらかじめ決めておく必要があるのではないかと ◆保有する耕地が全て集落外にある者が報告者になったような場合、当該集落についての的確な回答が得られるのか 《第2回》 ◆回答が得られなかった場合に行った対応を記録しておき、次回調査に向けて、手順が適切か否かについて検討することが必要

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
(2) 候補者名簿の作成方法の変更に伴う見直し等	<p>○【対象地域】 候補者名簿に登載された者がいない農業集落(農業に関与する者がいない集落)を対象から除外</p> <p>※集落全域が「市街化区域」とされている集落は、従前から除外</p>	●	●			<p>以下の状況から、一定の合理性があると整理</p> <p>①今回の変更により、農林業経営体調査の結果等を基礎情報として候補者名簿を整備することから、農業に関与する者がいない集落が対象から外れることはやむを得ないものの、前回調査で対象となった集落の98%に対して調査が継続されること</p> <p>②今回対象から外れる集落についても、再び農業に関与する者が所在するようになれば、次回調査の際には、調査対象に復帰する可逆的な取扱いであること</p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>《第1回》 ◆調査対象とならなかった農業集落について、全域が市街化区域なのか、農業に関与する者がいない地域なのかを記録として整理しておくことが必要(第2回でも同趣旨の意見あり)</p> <p>《第2回》 ◆農業集落調査の対象外となった集落についても、「地域の農業を見て・知って・活かすDB」(農水省HPで提供)において、同調査以外から得られる情報を引き続き掲載することなので、利用しやすいように情報提供してもらいたい。</p>
	<p>○【調査系統・調査方法】 民間委託・地方農政局等経由の併用から、全面的な民間委託に変更(原則的に郵送・オンライン調査。必要に応じて、民間事業者の調査員が対応)</p>	●	●			<p>以下の状況から、一定の合理性があると整理</p> <p>①現行の調査方法の維持が困難である中、調査を継続するための対応であること</p> <p>②前回調査においても、既に80%以上が郵送・オンラインにより回答が得られており、今回の計画では、必要に応じて、調査員の対応も予定されていること</p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>《第1回》 ◆前回調査の際に、郵送・オンラインで回答が得られなかった報告者の属性や地域性に特徴があるのであれば、それらを委託先に情報提供することで、調査員の配置など効率的・効果的な調査実施に資するのではないか</p> <p>《第2回》 ◆調査の実施状況(手法別の回答状況など)について記録し、次回検討の参考にすることが必要 ◆公表時に、調査方法の変更点や、調査結果の利活用上の留意点を分かりやすく説明することが必要</p>
	<p>○【調査時期・公表方法】 調査開始時期を約10か月繰り下げ 概要・詳細の二段階公表を一本化(公表のタイミングは、従前の詳細公表の時期と同時期を想定)</p>	●	●			<p>調査実施時期の変更については、適当と整理 (農林業経営体調査実施後に必要な時間をかけて候補者名簿を整備した上で実施するものであること)</p> <p>段階公表の一本化についても、適当と整理 (調査の実施時期が繰り下げられるものの、従前の詳細データの公表時期と同じタイミングでの公表が維持される見込みであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>《第1回》 ◆調査の実施過程で報告者の選定替えが発生したとしても、調査期間中に終わることができるよう、スケジュール管理をしっかりしていただきたい</p>

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
3 その他の変更 (1)市町村調査	○ 地方農政局等経由を本省直轄に変更(郵送・オンライン調査は変更なし)			●		適当と整理 (地方農政局等の事務負担の軽減を目的とした農林水産省内の業務分担の検討の結果)
(2)各調査票共通	○ 集計結果の公表に当たり、印刷物の作成を取りやめ			●		おおむね適当と整理 (利活用上の大きな支障が生ずるものではなく、業務負担の軽減により限られたリソースの有効活用を図ろうとするもの。ただし、紙媒体での報告書がなくなったことで調査自体が廃止されたと誤解されないために、利用ガイドのようなものを紙媒体で作成することを検討することが必要) 【委員等からの主な意見】 ◆インターネット上での統計表の探しにくさを解消するために工夫してもらいたい
II 前回答申 ^(※) における「今後の課題」への対応状況	○ 農林業経営体調査の客体候補名簿の情報の有効活用、調査計画上の位置づけの検討			●		適当と整理 (客体候補名簿で把握した情報を用いた参考集計の実施及びその内容について、調査計画に追記することで、その継続的な実施を明確にすることとしている)
※平成30年8月28日	○ 農林業経営体調査の調査票について、個人経営体・団体経営体別に様式を分けることの検討			●		適当と整理 (統計調査員の負担増及び誤配布、並びに個人・団体の両方の立場で有する報告者の混乱を防止するため、引き続き統一の様式で行う)
	○ 経済センサス-活動調査との役割分担の整理			●		適当と整理 (調査内容が大きく異なっており、調査の対象となる期間や調査の実施時期も異なっており、役割分担はなされている)
III 今後の手続についての整理(農林業経営体調査)	○ 都道府県設定項目(都道府県ごとの要望に応じて設定される調査事項)を、調査計画上で明確にするための手続追加 ^(※) ※令和6年度前半に、調査計画に都道府県設定項目の内容を明確化する変更申請を追加で受けることを想定			●		手続の追加について適当と整理 (調査事項の明確化を図るもの) 【委員等からの主な意見】 ◆都道府県項目については、今後、調査全体の負担感を考慮しながら取り扱う必要があるのではないか

(注1)部会日程

- ・第1回(第113回産業統計部会):6月5日(月)に開催
- ・第2回(第114回産業統計部会):6月26日(月)に開催
- ・第3回(第115回産業統計部会):7月6日(木)に開催
- ・第4回(第116回産業統計部会):8月4日(金)に開催予定

(注2)本資料における調査票の表記

- ・農林業経営体調査票 → 農林業経営体調査
- ・農山村地域調査票(市区町村用) → 市町村調査
- ・農山村地域調査票(農業集落用) → 農業集落調査